

令和7年5月23日
子ども・若者部
保育認定・調整課

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例

1 主旨

現在、国の幼児教育・保育の無償化及び東京都の多子世帯に対する支援策の実施により、0歳児から2歳児クラスの住民税課税世帯の第1子以外の保育料を無償としている。今般、東京都が第1子に対する支援策の拡充を予定していることを踏まえ、区は第1子の保育料等の無償化を実施する。

これを受け、区における保育料等の取扱いを定める必要があるため、本条例の一部を改正する条例案を令和7年第2回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

- (1) 従前、世帯の所得に応じて利用者負担としていた0歳児から2歳児クラスの住民税課税世帯の第1子保育料について、無償とする。
- (2) 従前、世帯の所得に応じて利用者負担としていた区立保育園の3歳児クラス以上の副食費について、無償とする。

3 改正案

別紙 新旧対照表（案）のとおり

4 施行予定日

令和7年9月1日

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年6月 令和7年第2回区議会定例会（条例改正案の提案）

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区保育料条例 平成26年12月 8 日条例第54号 改正 平成27年12月 7 日条例第66号 平成28年12月 9 日条例第64号 平成30年 6 月26日条例第50号 令和元年10月 1 日条例第34号 令和 3 年 6 月27日条例第38号 令和 5 年 6 月27日条例第48号 世田谷区保育料条例 (趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する区が定める額（以下「保育料」という。）、区立保育園における通常の保育時間を超えて行う保育（以下「区立保育園延長保育」という。）の利用に要する費用（以下「区立保育園延長保育料」という。）並びに区立保育園における給食費（以下「区立保育園給食費」という。）その他必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区立保育園 世田谷区立保育園条例（昭和27年 8 月世田谷区条例第13号）第1条の規定に基づき設置した保育園をいう。 (2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条に規定する小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有	○世田谷区保育料条例 平成26年12月 8 日条例第54号 改正 平成27年12月 7 日条例第66号 平成28年12月 9 日条例第64号 平成30年 6 月26日条例第50号 令和元年10月 1 日条例第34号 令和 3 年 6 月27日条例第38号 令和 5 年 6 月27日条例第48号 世田谷区保育料条例 (趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する区が定める額（以下「保育料」という。）、区立保育園における通常の保育時間を超えて行う保育（以下「区立保育園延長保育」という。）の利用に要する費用（以下「区立保育園延長保育料」という。）並びに区立保育園における給食費（以下「区立保育園給食費」という。）その他必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区立保育園 世田谷区立保育園条例（昭和27年 8 月世田谷区条例第13号）第1条の規定に基づき設置した保育園をいう。 (2) 教育・保育給付認定子ども 法第20条に規定する小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有

改正後	改正前
すること及びその該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定並びに同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。	すること及びその該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定並びに同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。
2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。 (保育料)	2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。 (保育料)
第3条 <u>特定教育・保育のうち保育、特別利用保育</u>、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもが<u>当該教育・保育給付認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて支払うべき保育料の額は、別表第1に定めるとおりとする。</u>	第3条 <u>特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育</u>、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育<u>(以下「特定教育・保育等」という。)</u>を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもは、<u>当該教育・保育給付認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、保育料を支払わなければならない。</u>
2 <u>特定教育・保育のうち教育又は特別利用教育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもが当該教育・保育給付認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて支払うべき保育料の額は、零とする。</u>	2 <u>保育料の額は、特定教育・保育のうち保育に係るもの並びに特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものについては別表第1に定めるとおりとし、教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては零とする。</u>
3 <u>前2項</u>の規定にかかわらず、特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るもののうち、世田谷区立幼稚園（世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けた幼稚園を除く。）をいう。）を利用する教育・保育給付認定子どもの保育料については世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第58号）に、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に係るもののうち、世田谷区立認定こども園（世田谷区立学校設置条例第1条の規定に基づき設置した幼稚園であって、認定こ	3 <u>前項</u>の規定にかかわらず、特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るもののうち、世田谷区立幼稚園（世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けた幼稚園を除く。）をいう。）を利用する教育・保育給付認定子どもの保育料については世田谷区立幼稚園保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第58号）に、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に係るもののうち、世田谷区立認定こども園（世田谷区立学校設置条例第1条の規定に基づき設置した幼稚園であって、認定こ

改正後	改正前
ども園法第3条第1項の認定を受けたものをいう。)を利用する教育・保育給付認定子どもの保育料については世田谷区立認定こども園保育料条例(平成27年12月世田谷区条例第70号)において定めるとおりとする。 4 月の中途において<u>特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育(以下「特定教育・保育等」という。)</u>の利用を開始し、又は終了した場合の保育料は、これを1月として計算する。 5 保育料のうち保育園(法第7条第4項に規定する保育所をいう。)に係るもの(以下「保育園保育料」という。)については区長に、それ以外のものについては直接それぞれ利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に納付するものとする。	ども園法第3条第1項の認定を受けたものをいう。)を利用する教育・保育給付認定子どもの保育料については世田谷区立認定こども園保育料条例(平成27年12月世田谷区条例第70号)において定めるとおりとする。 4 月の中途において<u>特定教育・保育等</u>の利用を開始し、又は終了した場合の保育料は、これを1月として計算する。 5 保育料のうち保育園(法第7条第4項に規定する保育所をいう。<u>以下同じ。</u>)に係るもの(以下「保育園保育料」という。)については区長に、それ以外のものについては直接それぞれ利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に納付するものとする。 <u>(多子世帯の保育料)</u>
<u>第4条 削除</u>	<u>第4条 前条第2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯である場合の保育料の額は、規則で定めるところによる。</u>
(区立保育園延長保育料) 第5条 区立保育園延長保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもが<u>当該</u>教育・保育給付認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて<u>区長に支払うべき区立保育園延長保育料の額は、別表第2に定めるとおりとする。</u> <u>2</u> 月の中途において区立保育園延長保育の利用を開始し、又は終了した場合の区立保育園延長保育料は、これを1月として計算する。 (区立保育園給食費) 第5条の2 区立保育園を利用する教育・保育給付認定子ども(3歳以上児(特定教育・保育等の利用を開始した年度の初日の前日にお	(区立保育園延長保育料) 第5条 区立保育園延長保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもは、<u>当該</u>教育・保育給付認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、<u>区立保育園延長保育料を区長に支払わなければならない。</u> <u>2 区立保育園延長保育料の額は、別表第2に定めるとおりとする。</u> <u>3</u> 月の中途において区立保育園延長保育の利用を開始し、又は終了した場合の区立保育園延長保育料は、これを1月として計算する。 (区立保育園給食費) 第5条の2 区立保育園を利用する教育・保育給付認定子ども(3歳以上児(特定教育・保育等の利用を開始した年度の初日の前日にお

改正後	改正前
いて3歳に達している教育・保育給付認定子どもをいう。)に限る。以下この条及び次条において同じ。)の保護者若しくは扶養義務者又はその教育・保育給付認定子どもが世帯の所得の状況その他の事情に応じて区長に支払うべき区立保育園給食費の1人当たりの月額、別表第1に掲げる階層区分にかかわらず、零とする。ただし、区外に住所を有する教育・保育給付認定子ども(区外に住所を有することについて、やむを得ない理由があると区長が認める者を除く。以下同じ。)に係る区立保育園給食費の1人当たりの月額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 別表第1に掲げる階層区分がA階層からD9階層までに属する世帯 零 (2) 別表第1に掲げる階層区分がD10階層からD30階層までに属する世帯 4,500円 2 月の中途において入園し、又は退園した場合の区立保育園給食費は、これを1月として計算する。 (多子世帯の区立保育園給食費) 第5条の3 前条第1項ただし書の規定にかかわらず、区外に住所を有する教育・保育給付認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯である場合の区立保育園給食費の額は、規則で定めるところによる。 (保育料等の額の決定等) 第6条 区長は、保育料、区立保育園延長保育料又は区立保育園給食	いて3歳に達している教育・保育給付認定子どもをいう。)に限る。以下この条及び次条において同じ。)の保護者若しくは扶養義務者又はその教育・保育給付認定子どもは、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、区立保育園給食費を支払わなければならない。 2 区立保育園給食費の1人当たりの月額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 別表第1に掲げる階層区分がA階層からD9階層までに属する世帯 零 (2) 別表第1に掲げる階層区分がD10階層からD30階層までに属する世帯 4,500円 3 月の中途において入園し、又は退園した場合の区立保育園給食費は、これを1月として計算する。 (多子世帯の区立保育園給食費) 第5条の3 前条第2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯である場合の区立保育園給食費の額は、規則で定めるところによる。 (保育料等の額の決定等) 第6条 区長は、保育料、区立保育園延長保育料又は区立保育園給食

改正後	改正前																																		
費の額を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育等を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもに対し、その旨を通知するものとする。 (減免) 第7条 区長は、特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより <u>区立保育園延長保育料又は区立保育園給食費</u>を減額し、又は免除することができる。 第8条～第11条 (略) 附 則 (略) <u>附 則 (令和7年6月 日条例第 号)</u> <u>1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の世田谷区保育料条例の規定は、令和7年9月以後の月分の保育料（世田谷区保育料条例第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。）、区立保育園延長保育料（同条に規定する区立保育園延長保育料をいう。以下同じ。）及び区立保育園給食費（同条に規定する区立保育園給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の保育料、区立保育園延長保育料及び区立保育園給食費については、なお従前の例による。</u> 別表第1（第3条、第5条の2関係）	費 <u>(以下「保育料等」という。)</u> の額を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育等を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもに対し、その旨を通知するものとする。 (減免) 第7条 区長は、特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより <u>保育料等</u>を減額し、又は免除することができる。 第8条～第11条 (略) 附 則 (略) 別表第1（第3条、第5条の2関係）																																		
<table><tr><th colspan="2">世帯の階層区分</th><th colspan="3">保育料の月額（1人につき）</th></tr><tr><th rowspan="2">階層</th><th rowspan="2">定義</th><th colspan="2">3歳未満児</th><th rowspan="2">3歳以上児</th></tr><tr><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th></tr><tr><td>A</td><td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></table>	世帯の階層区分		保育料の月額（1人につき）			階層	定義	3歳未満児		3歳以上児	保育標準時間	保育短時間	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	0円	<table><tr><th colspan="2">世帯の階層区分</th><th colspan="3">保育料の月額（1人につき）</th></tr><tr><th rowspan="2">階層</th><th rowspan="2">定義</th><th colspan="2">3歳未満児</th><th rowspan="2">3歳以上児</th></tr><tr><th>保育標準時間</th><th>保育短時間</th></tr><tr><td>A</td><td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr></table>	世帯の階層区分		保育料の月額（1人につき）			階層	定義	3歳未満児		3歳以上児	保育標準時間	保育短時間	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	0円
世帯の階層区分		保育料の月額（1人につき）																																	
階層	定義	3歳未満児		3歳以上児																															
		保育標準時間	保育短時間																																
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	0円																															
世帯の階層区分		保育料の月額（1人につき）																																	
階層	定義	3歳未満児		3歳以上児																															
		保育標準時間	保育短時間																																
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	0円																															

改正後						改正前					
B 1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	0円	0円	0円		B 1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	0円	0円	0円	
D 1	A階層を除き、所得割課税額が12,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D 1	A階層を除き、所得割課税額が12,000円未満である世帯	<u>7,400円</u>	<u>7,300円</u>	0円	
D 2	所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D 2	所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	<u>9,500円</u>	<u>9,400円</u>	0円	
D 3	所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D 3	所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	<u>11,300円</u>	<u>11,200円</u>	0円	
D 4	所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D 4	所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	<u>18,300円</u>	<u>18,000円</u>	0円	
D 5	所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D 5	所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	<u>23,000円</u>	<u>22,700円</u>	0円	
D 6	所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D 6	所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	<u>27,000円</u>	<u>26,600円</u>	0円	
D 7	所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D 7	所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	<u>29,700円</u>	<u>29,200円</u>	0円	
D	所得割課税額が	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D	所得割課税額が	<u>32,300円</u>	<u>31,800円</u>	0円	

改正後						改正前					
8		202,000円以上 220,000円未満である世帯				8		202,000円以上 220,000円未満である世帯			
D 9		所得割課税額が 220,000円以上 235,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円	D 9		所得割課税額が 220,000円以上 235,000円未満である世帯	<u>35,700円</u>	<u>35,100円</u>	0円
D 10		所得割課税額が 235,000円以上 250,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円	D 10		所得割課税額が 235,000円以上 250,000円未満である世帯	<u>38,300円</u>	<u>37,700円</u>	0円
D 11		所得割課税額が 250,000円以上 265,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円	D 11		所得割課税額が 250,000円以上 265,000円未満である世帯	<u>40,800円</u>	<u>40,200円</u>	0円
D 12		所得割課税額が 265,000円以上 280,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円	D 12		所得割課税額が 265,000円以上 280,000円未満である世帯	<u>42,800円</u>	<u>42,100円</u>	0円
D 13		所得割課税額が 280,000円以上 295,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円	D 13		所得割課税額が 280,000円以上 295,000円未満である世帯	<u>45,500円</u>	<u>44,800円</u>	0円
D 14		所得割課税額が 295,000円以上 310,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円	D 14		所得割課税額が 295,000円以上 310,000円未満である世帯	<u>47,800円</u>	<u>47,000円</u>	0円
D		所得割課税額が	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円	D		所得割課税額が	<u>50,000円</u>	<u>49,200円</u>	0円

改正後						改正前					
15		310,000円以上 325,000円未満である世帯				15		310,000円以上 325,000円未満である世帯			
D 16		所得割課税額が 325,000円以上 340,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円	D 16		所得割課税額が 325,000円以上 340,000円未満である世帯	<u>52,000円</u>	<u>51,200円</u>	0円
D 17		所得割課税額が 340,000円以上 355,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円	D 17		所得割課税額が 340,000円以上 355,000円未満である世帯	<u>53,500円</u>	<u>52,600円</u>	0円
D 18		所得割課税額が 355,000円以上 370,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円	D 18		所得割課税額が 355,000円以上 370,000円未満である世帯	<u>55,500円</u>	<u>54,600円</u>	0円
D 19		所得割課税額が 370,000円以上 385,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円	D 19		所得割課税額が 370,000円以上 385,000円未満である世帯	<u>57,000円</u>	<u>56,100円</u>	0円
D 20		所得割課税額が 385,000円以上 400,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円	D 20		所得割課税額が 385,000円以上 400,000円未満である世帯	<u>58,500円</u>	<u>57,600円</u>	0円
D 21		所得割課税額が 400,000円以上 445,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円	D 21		所得割課税額が 400,000円以上 445,000円未満である世帯	<u>61,000円</u>	<u>60,000円</u>	0円
D		所得割課税額が	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円	D		所得割課税額が	<u>64,000円</u>	<u>63,000円</u>	0円

改正後							改正前						
	22		445,000円以上 490,000円未満である世帯					22		445,000円以上 490,000円未満である世帯			
	D 23		所得割課税額が 490,000円以上 570,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D 23		所得割課税額が 490,000円以上 570,000円未満である世帯	<u>67,300円</u>	<u>66,200円</u>	0円
	D 24		所得割課税額が 570,000円以上 650,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D 24		所得割課税額が 570,000円以上 650,000円未満である世帯	<u>70,500円</u>	<u>69,400円</u>	0円
	D 25		所得割課税額が 650,000円以上 730,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D 25		所得割課税額が 650,000円以上 730,000円未満である世帯	<u>73,000円</u>	<u>71,800円</u>	0円
	D 26		所得割課税額が 730,000円以上 840,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D 26		所得割課税額が 730,000円以上 840,000円未満である世帯	<u>74,500円</u>	<u>73,300円</u>	0円
	D 27		所得割課税額が 840,000円以上 950,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D 27		所得割課税額が 840,000円以上 950,000円未満である世帯	<u>76,000円</u>	<u>74,800円</u>	0円
	D 28		所得割課税額が 950,000円以上 1,130,000円未満である世帯	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D 28		所得割課税額が 950,000円以上 1,130,000円未満である世帯	<u>77,000円</u>	<u>75,700円</u>	0円
	D		所得割課税額が	<u>0円</u>	<u>0円</u>	0円		D		所得割課税額が	<u>78,000円</u>	<u>76,700円</u>	0円

改正後							改正前						
29		1, 130, 000円以上 1, 310, 000円未満で ある世帯					29		1, 130, 000円以上 1, 310, 000円未満で ある世帯				
D 30		所得割課税額が 1, 310, 000円以上で ある世帯	0円	0円	0円		D 30		所得割課税額が 1, 310, 000円以上で ある世帯	79, 000円	77, 700円	0円	

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 3歳未満児 特定教育・保育等の利用を開始した年度（第4項において「当該年度」という。）の初日の前日において3歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。
- (2) 3歳以上児 第5条の2第1項に規定する3歳以上児をいう。
- (3) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用を11時間までとするものをいう。
- (4) 保育短時間 前号の1日当たりの保育の利用を8時間までとするものをいう。
- (5) 所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。
- (6) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。
- 2 地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があったときは、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 3歳未満児 特定教育・保育等の利用を開始した年度（第4項において「当該年度」という。）の初日の前日において3歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。
- (2) 3歳以上児 第5条の2第1項に規定する3歳以上児をいう。
- (3) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用を11時間までとするものをいう。
- (4) 保育短時間 前号の1日当たりの保育の利用を8時間までとするものをいう。
- (5) 所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。
- (6) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。
- 2 地方税法第323条に規定する区市町村民税の減免があったときは、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。

改正後					改正前				
3 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。 4 3歳未満児として保育を開始された教育・保育給付認定子どもについては、当該年度においては同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。 5 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D30階層にあるものとみなしてこの表を適用する。 6 当該年（4月から8月までにあつては、前年）の1月1日現在において区外に住所を有していた者のうち、世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）第18条第1項に規定する税率と異なる税率の市町村に住所を有していたものの所得割課税額は、規則で定めるところによる。					3 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。 4 3歳未満児として保育を開始された教育・保育給付認定子どもについては、当該年度においては同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。 5 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D30階層にあるものとみなしてこの表を適用する。 6 当該年（4月から8月までにあつては、前年）の1月1日現在において区外に住所を有していた者のうち、世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）第18条第1項に規定する税率と異なる税率の市町村に住所を有していたものの所得割課税額は、規則で定めるところによる。				
別表第2（第5条関係）					別表第2（第5条関係）				
世帯の階層区分		区立保育園延長保育料の月額（保育標準時間・1人につき）			世帯の階層区分		区立保育園延長保育料の月額（保育標準時間・1人につき）		
階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
B	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	0円	0円	0円	B	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	0円	0円	0円
D1	A階層を除き、所得割課税額が12,000円未満である世帯	900円	900円	900円	D1	A階層を除き、所得割課税額が12,000円未満である世帯	900円	900円	900円
D2	所得割課税額が0円以上37,000円未満である	900円	900円	900円	D2	所得割課税額が0円以上37,000円未満である	900円	900円	900円

改正後							改正前						
		以外の世帯	世帯						以外の世帯	世帯			
D 3		帯	所得割課税額が37,000円 以上52,000円未満である 世帯	900円	900円	900円	D 3		帯	所得割課税額が37,000円 以上52,000円未満である 世帯	900円	900円	900円
D 4			所得割課税額が52,000円 以上82,000円未満である 世帯	1,800円	1,300円	1,300円	D 4			所得割課税額が52,000円 以上82,000円未満である 世帯	1,800円	1,300円	1,300円
D 5			所得割課税額が82,000円 以上122,000円未満であ る世帯	2,300円	1,500円	1,500円	D 5			所得割課税額が82,000円 以上122,000円未満であ る世帯	2,300円	1,500円	1,500円
D 6			所得割課税額が122,000 円以上162,000円未満で ある世帯	2,700円	1,800円	1,800円	D 6			所得割課税額が122,000 円以上162,000円未満で ある世帯	2,700円	1,800円	1,800円
D 7			所得割課税額が162,000 円以上202,000円未満で ある世帯	2,900円	2,000円	1,900円	D 7			所得割課税額が162,000 円以上202,000円未満で ある世帯	2,900円	2,000円	1,900円
D 8			所得割課税額が202,000 円以上220,000円未満で ある世帯	3,200円	2,100円	2,100円	D 8			所得割課税額が202,000 円以上220,000円未満で ある世帯	3,200円	2,100円	2,100円
D 9			所得割課税額が220,000 円以上235,000円未満で ある世帯	3,500円	2,300円	2,300円	D 9			所得割課税額が220,000 円以上235,000円未満で ある世帯	3,500円	2,300円	2,300円
D 10			所得割課税額が235,000 円以上250,000円未満で ある世帯	3,800円	2,500円	2,300円	D 10			所得割課税額が235,000 円以上250,000円未満で ある世帯	3,800円	2,500円	2,300円
D 11			所得割課税額が250,000 円以上265,000円未満で ある世帯	4,000円	2,700円	2,400円	D 11			所得割課税額が250,000 円以上265,000円未満で ある世帯	4,000円	2,700円	2,400円

改正後						改正前					
D	12	所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	4,200円	2,800円	2,400円	D	12	所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	4,200円	2,800円	2,400円
D	13	所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	4,500円	2,900円	2,400円	D	13	所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	4,500円	2,900円	2,400円
D	14	所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	4,700円	3,000円	2,500円	D	14	所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	4,700円	3,000円	2,500円
D	15	所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	5,000円	3,000円	2,500円	D	15	所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	5,000円	3,000円	2,500円
D	16	所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	5,200円	3,000円	2,500円	D	16	所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	5,200円	3,000円	2,500円
D	17	所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	5,300円	3,100円	2,600円	D	17	所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	5,300円	3,100円	2,600円
D	18	所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	5,500円	3,200円	2,600円	D	18	所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	5,500円	3,200円	2,600円
D	19	所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	5,700円	3,200円	2,700円	D	19	所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	5,700円	3,200円	2,700円
D	20	所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	5,800円	3,300円	2,800円	D	20	所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	5,800円	3,300円	2,800円
D		所得割課税額が400,000	6,100円	3,400円	2,900円	D		所得割課税額が400,000	6,100円	3,400円	2,900円

改正後							改正前						
21		円以上445,000円未満である世帯					21		円以上445,000円未満である世帯				
D 22		所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	6,400円	3,500円	3,000円		D 22		所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	6,400円	3,500円	3,000円	
D 23		所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	6,700円	3,600円	3,100円		D 23		所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	6,700円	3,600円	3,100円	
D 24		所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	7,000円	3,700円	3,200円		D 24		所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	7,000円	3,700円	3,200円	
D 25		所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	7,300円	3,800円	3,200円		D 25		所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	7,300円	3,800円	3,200円	
D 26		所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	7,400円	3,800円	3,300円		D 26		所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	7,400円	3,800円	3,300円	
D 27		所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	7,600円	3,900円	3,400円		D 27		所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	7,600円	3,900円	3,400円	
D 28		所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	7,700円	4,100円	3,500円		D 28		所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	7,700円	4,100円	3,500円	
D 29		所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	7,800円	4,200円	3,700円		D 29		所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	7,800円	4,200円	3,700円	
D		所得割課税額が	7,900円	4,300円	3,800円		D		所得割課税額が	7,900円	4,300円	3,800円	

改正後							改正前						
	30		1, 310, 000円以上である 世帯					30		1, 310, 000円以上である 世帯			
備考							備考						
1 この表において「保育標準時間」、「3歳未満児」、「所得割課税額」及び「均等割」とは、別表第1に規定する保育標準時間、3歳未満児、所得割課税額及び均等割をいう。							1 この表において「保育標準時間」、「3歳未満児」、「所得割課税額」及び「均等割」とは、別表第1に規定する保育標準時間、3歳未満児、所得割課税額及び均等割をいう。						
2 前項に規定するもののほか、この表において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。							2 前項に規定するもののほか、この表において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。						
(1) 3歳児 特定教育・保育等の利用を開始した年度（次号において「当該年度」という。）の初日の前日において3歳に達し、4歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。							(1) 3歳児 特定教育・保育等の利用を開始した年度（次号において「当該年度」という。）の初日の前日において3歳に達し、4歳に達していない教育・保育給付認定子どもをいう。						
(2) 4歳以上児 当該年度の初日の前日において4歳に達している教育・保育給付認定子どもをいう。							(2) 4歳以上児 当該年度の初日の前日において4歳に達している教育・保育給付認定子どもをいう。						
3 地方税法第323条に規定する区市町村住民税の減免があったときは、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。							3 地方税法第323条に規定する区市町村住民税の減免があったときは、その額を所得割課税額又は均等割の額から控除して得た額を所得割課税額又は均等割の額とする。						
4 4月から8月までの月分の区立保育園延長保育料の額にあっては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の区立保育園延長保育料の額にあっては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。							4 4月から8月までの月分の区立保育園延長保育料の額にあっては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の区立保育園延長保育料の額にあっては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。						
5 3歳未満児又は3歳児として区立保育園延長保育が開始された教育・保育給付認定子どもについては、当該区立保育園延長保育が開始された年度においては同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。							5 3歳未満児又は3歳児として区立保育園延長保育が開始された教育・保育給付認定子どもについては、当該区立保育園延長保育が開始された年度においては同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。						
6 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D30階層にあるものとみなしてこの表を適用する。							6 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、D30階層にあるものとみなしてこの表を適用する。						
7 保育短時間（別表第1備考第1項第4号に規定する保育短時間							7 保育短時間（別表第1備考第1項第4号に規定する保育短時間						

改正後	改正前
をいう。)の場合の区立保育園延長保育料の月額、D30階層に定める額を超えない範囲内において規則で定める。 8 区立保育園指定延長保育（区立保育園延長保育のうち、区立保育園延長保育を利用する日数が原則として1月につき12日未満のものであって、区長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）の区立保育園延長保育料については、この表に掲げる区立保育園延長保育料の月額に10分の1を乗じて得た額に区立保育園指定延長保育を利用した月における当該区立保育園指定延長保育を利用した日数を乗じて得た額（当該額が当該区立保育園延長保育料の月額を超える場合にあっては、当該区立保育園延長保育料の月額）とする。 9 当該年（4月から8月までにあっては、前年）の1月1日現在において区外に住所を有していた者のうち、世田谷区特別区税条例第18条第1項に規定する税率と異なる税率の市町村に住所を有していたものの所得割課税額は、規則で定めるところによる。	をいう。)の場合の区立保育園延長保育料の月額は、D30階層に定める額を超えない範囲内において規則で定める。 8 区立保育園指定延長保育（区立保育園延長保育のうち、区立保育園延長保育を利用する日数が原則として1月につき12日未満のものであって、区長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）の区立保育園延長保育料については、この表に掲げる区立保育園延長保育料の月額に10分の1を乗じて得た額に区立保育園指定延長保育を利用した月における当該区立保育園指定延長保育を利用した日数を乗じて得た額（当該額が当該区立保育園延長保育料の月額を超える場合にあっては、当該区立保育園延長保育料の月額）とする。 9 当該年（4月から8月までにあっては、前年）の1月1日現在において区外に住所を有していた者のうち、世田谷区特別区税条例第18条第1項に規定する税率と異なる税率の市町村に住所を有していたものの所得割課税額は、規則で定めるところによる。